

免税軽油を使用するための手続

(令和8年4月改正)



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

東京都主税局

目 次

○ はじめに.....	1
○ 免税となる軽油を使用するためには.....	1
○ 免税軽油使用者となるためには.....	2
○ 免税証の交付を受けるためには.....	4
○ 免税証の使用方法及び有効期間.....	5
○ 免税証の使用実績報告及び未使用の免税証の返納処理.....	6
○ 免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合.....	7
○ 免税に係る事業の許可書等の更新を行った場合.....	7
○ 免税軽油の使用にあたっての注意事項.....	8
○ 免税軽油使用者証又は免税証を紛失した場合.....	9
○ 免税軽油使用者証及び免税証の返納命令について.....	9

参 考

○ 申請等に必要書類.....	11
○ 免税軽油使用者証交付申請時に必要な添付書類.....	12
○ 各様式の記入例.....	13
○ 免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途.....	36
○ 免税証の申請手続等の流れ.....	40
○ 軽油引取税を所管する都税事務所・支庁のご案内.....	41

なお、本文中特にことわりのない限り、

法：地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

施行令：地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）

規則：地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

を表します。

はじめに

軽油を使用する場合は、いかなる用途に使用するかに関わらず、原則として、軽油引取税を負担していただいています。

しかし、特に政策的配慮等の観点から、船舶（いわゆるプレジャーボートを除く。）又は特定の機械の動力源の用途など、法で定められた特定の用途に使用する軽油については、課税を免除することができるとされています。

この冊子は、免税軽油を使用するために必要な手続等をまとめてありますので、ご覧の上、所定の手続を行ってください。

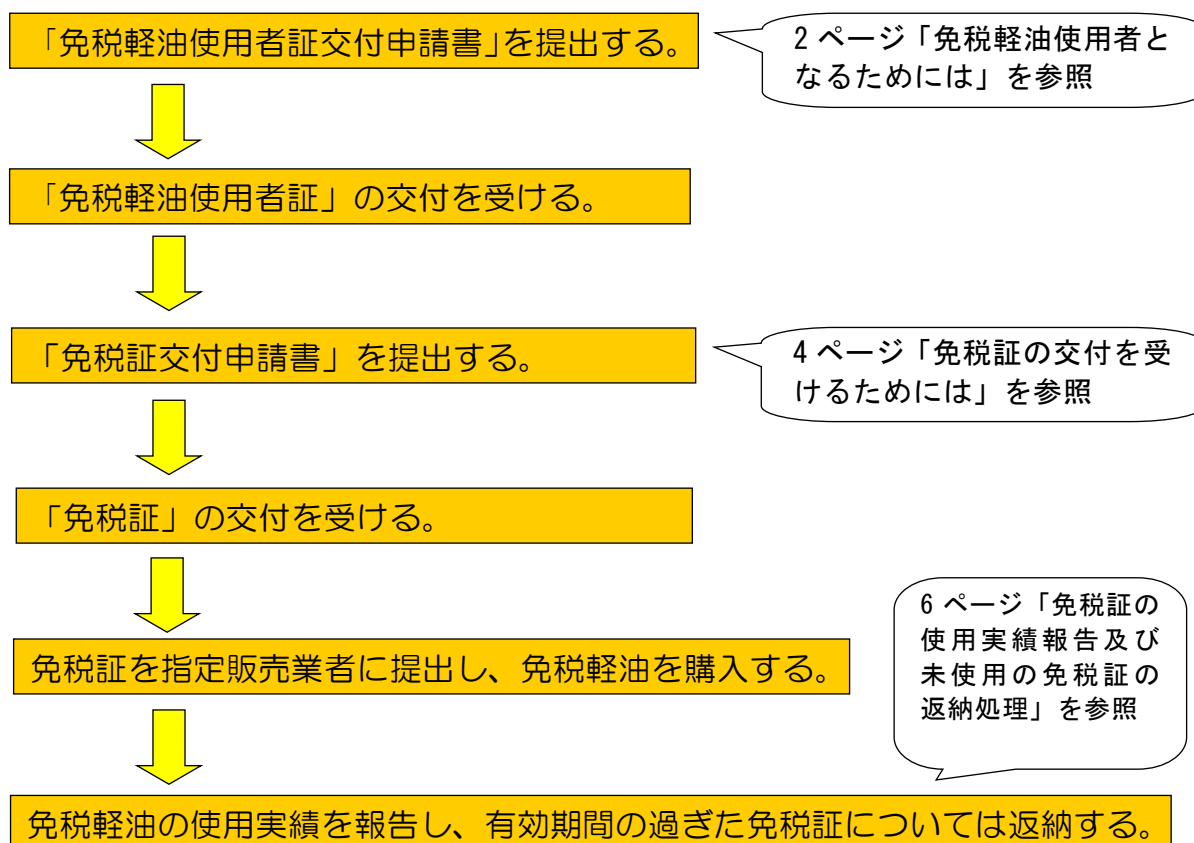
なお、ご不明な点がございましたら所管の都税事務所又は支庁（以下「都税事務所等」といいます。）の軽油引取税担当者にお問い合わせください。

令和6年10月からeLTAXを用いた電子申告・申請や電子納税が可能となりました。詳細はeLTAXホームページ（[外部サイトへリンク](#)）をご確認ください。

免税となる軽油を使用するためには

免税となる軽油を使用するためには、まず「免税軽油使用者」になり、そのうえで「免税証」の交付を受けなければなりません。

免税軽油を使用するために必要な手続の一連の流れは以下のとおりです。



免税軽油使用者となるためには

免税軽油使用者に該当するための要件等

免税軽油使用者として認定されるためには、申請を行う方の「事業内容」、「機械の使用場所」、「軽油の用途」及び「機械の種類」等が法令に規定された要件に該当していなければなりません。その確認は、提出された申請書等の記載内容の審査及び現地調査により行います。

したがって、法令に規定されている要件に該当しない方が使用される軽油は、すべて課税軽油となります。

なお、法令において定められている免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途は 35～38 ページのとおりです。

免税軽油使用者になるための申請手続

免税軽油使用者証の交付申請に必要な書類等

- ◎ 免税軽油使用者になるためには、「免税軽油使用者証交付申請書」（以下「使用者証交付申請書」といいます。）（13、14 ページ）により行うこととなりますが、申請の際にはその他、免税要件に該当することを証する書類を添付していただきます。→ 法第 144 条の 21 第 1 項、第 2 項、施行令第 43 条の 15
詳しくは、12 ページ記載の「免税軽油使用者証交付申請時に必要な添付書類」をご覧ください。
- ◎ また、申請者の方には、施行令第 43 条の 15 第 15 項に規定する「免税軽油使用者証及び免税証の不交付事由」に該当しない旨を誓約していただくため、15 ページに掲げた「誓約書」を提出していただきます。
なお、法人にあってはその役員（監査役も含む。）も対象となります。（16 ページ「役員住所・氏名一覧表」を提出していただきます。）

【免税軽油使用者証の「不交付事由」(施行令第43条の15第15項)】

第1号 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第2号 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第3号 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第157条第1項、関税法第138条第1項(とん税法第14条及び特別とん税法第12条において準用する場合を含む。)若しくは法第22条の28第1項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。

第4号 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるとき。

第5号 前各号に掲げるときのほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。

【免税証の「不交付事由」(施行令第43条の15第16項)】

第1号 免税軽油使用者が前項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったとき。

第2号 免税軽油使用者が法第144条の27第1項の規定に違反して報告書を提出しないとき。

第3号 前2号に掲げるときのほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。

なお、提出いただいた住所、氏名等の個人情報(法第22条(秘密漏えいに関する罪))の規定に違反しないよう、適正に保護、管理いたします。

申請書類等の提出先

◎ 使用者証交付申請書等の提出は、**免税軽油を使用する事務所所在地**を所管する都税事務所等をお願いします。

→ 法第144条の21第1項

なお、都税事務所等の所在地につきましては40、41ページをご覧ください。

免税軽油使用者証の交付

◎ 「免税軽油使用者証」(以下「使用者証」といいます。)(18、19 ページ)は、「使用者証交付申請書」(13、14 ページ)及び添付書類の記載内容の精査等により、免税軽油使用者に該当すると認めた場合に交付いたします。交付は申請日から概ね6開庁日後になります。

受領の際には、「免税軽油使用者証受領書」(20 ページ)を提出してください。

免税軽油使用者証の有効期間

◎ 使用者証の有効期間は3年を超えない範囲で設定します。(令和6年の法改正によって有効期間は最長でも令和9年3月31日までとなっています。)

有効期間が終了したときは、「使用者証」と「免税軽油使用者証返納書」(「免税軽油使用者証受領書」と同一様式。32 ページ参照)を提出してください。

→ 施行令第43条の15第6項

また、有効期間終了後も引き続き免税軽油を使用する場合は、新規申請時と同様の手続を有効期間の終了する前に行ってください。

免税証の交付を受けるためには

免税証の交付申請手続

免税証の交付申請に必要な書類等

◎ 「免税証」(23 ページ)の交付申請は、「免税証交付申請書」(21 ページ)により行うこととなりますが、申請の際には次に掲げる書類を添付してください。→ 施行令第43条の15第7項

① 使用者証 (18、19 ページ)

② 免税証所要数量算出計算書 (22 ページ)

※ 「とび・土工工事業」の場合は「工事予定表及び機械の使用予定表(任意様式)」もあわせて提出してください。

ご不明な点は、所管の都税事務所等にご相談ください。

申請書類等の提出先

「免税証交付申請書」は、軽油を購入する販売業者の名称及び必要とする免税証の数量・種類などを記載し、使用者証の交付を受けた都税事務所等に提出してください。

免税証は、申請書に記載された数量等が適当であれば、申請を行った都税事務所等から申請日より概ね6開庁日後に交付されますので、受領した際は「免税証受領書」(24ページ)を提出してください。

免税証の使用方法及び有効期間

免税証の使用方法

◎ 免税証による免税軽油の引取りは、その有効期間内に免税証に記載された販売業者から免税証と引き換えに行わなければなりません。

ただし、免税証が余った場合は、交付を受けた都税事務所等に遅滞なく返納してください。

→ 6ページ「未使用の免税証の返納処理」を参照してください。

◎ 免税証は印字された番号順に使用してください。

◎ 免税証に記載された数量のとおり、免税軽油の引取りを行ってください。

◎ 販売業者などに免税証を一括して提出することは、免税証の紛失及びトラブルの原因にもなりますので原則として行わないでください。

免税証の有効期間

◎ 免税証の有効期間は、1年を超えない範囲で設定し、交付いたします。

有効期間外に当該免税証により軽油を引取るとは、無効な免税証による引取りとなり、免税にはなりませんので注意してください。

免税証の使用実績報告及び未使用の免税証の返納処理

免税証の使用実績報告

- ◎ 免税軽油使用者の方には、毎月免税軽油の引取り数量等について、
 - ①「免税軽油の引取り等に係る報告書」(25、26、28、29 ページ)
 - ②「免税軽油の引取り等に係る内訳書」(27、30 ページ)に所定の事項を記載の上、免税軽油を購入した際の納品書(軽油の納入を受けた者の氏名、給油した免税機械の番号等が記入されているもの)及び請求書の写しを添付して、交付を受けた都税事務所等に翌月末日までに提出していただきます。→ 法第144条の27第1項、規則第8条の39
- ◎ なお、使用実績がなかった月についても、その旨記載の上、「免税軽油の引取り等に係る報告書」を提出してください。
 - ※ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、提出は不要です。
- ◎ 免税証の受払いの記録及び免税軽油の使用に係る帳票類(免税機械の作業日報等)は常に整備保管し(概ね7年間)、都税事務所等の調査に応じられるようにしてください。

未使用の免税証の返納処理

- ◎ 有効期間が終了した免税証は、使用することができません。
 - 未使用の免税証がありましたら、「免税証返納書」(32 ページ。「免税証受領書」と同一様式。)を添えて、交付を受けた都税事務所等に遅滞なく返納してください。→ 施行令第43条の15第11項

免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合

免税機械を手放す場合（売却・リース元へ返却など）は、必ず事前に都税事務所へご相談ください。燃料メーター写真等、ご用意をお願いする資料があります。

◎ **使用者証の記載内容に変更**（機械の追加・廃止・休止や使用者の方の住所、法人の商号の変更等）が生じた場合は、**使用者証と変更内容が確認できる書類**（「免税軽油使用者証記載事項変更申請書」（31 ページ）、機械の型式・定格出力・タンク容量・燃料消費量（率）が確認できる書類（写）、写真、リース契約書（写）、運転免許証等の写し又は住民票（写し可）（住民票は、個人番号の記載がないもので可））を、**交付を受けた都税事務所等に遅滞なく提出**してください。

→ 施行令第 43 条の 15 第 5 項

※ **廃棄・譲渡・貸出・リース返却等により免税機械の登録を廃止・休止した場合は、当該行為日時点のアワーメーター等の数値のわかる写真及び燃料タンク内の残油の数量がわかる写真を必ず添付**してください。

◎ 機械の追加等が生じた場合に、**変更手続を行わないまま免税軽油を使用しますと、変更があった時点まで遡って課税となり、当該消費した日から 30 日以内に消費量分を申告納付していただくこととなります**のでご注意ください。

◎ また、事業の休止または機械の廃止等に伴い、燃料タンクに免税軽油を残したまま免税機械の売却・譲渡をした場合は免税軽油の譲渡に該当するため、「免税軽油譲渡届出書」（34 ページ）の事前提出とともに、**当該軽油の数量について譲渡した日から 30 日以内に申告納付していただきます**。

→ 法第 144 条の 3 第 1 項第 3 号、第 3 項、第 4 項、法第 144 条の 18 第 1 項第 6 号、施行令第 43 条の 4

免税に係る事業の許可書等の更新を行った場合

免税に係る事業の許可や免税機械のリース契約等の更新を行った場合、更新を行った後の事業の許可書等の写しを使用者証の交付を受けた都税事務所等に速やかにご提出ください。

免税軽油の使用にあたっての注意事項

免税軽油は、使用者証に記載されている免税機械の用途のうち、法で限定列挙された用途にのみ使用することができます。

免税軽油について、不正使用（以下に掲げる行為）をした場合は、法により罰せられるほか、免税証により引取った軽油の数量について課税されます。

免税軽油は、適正に使用し、使用実績について正確に報告してください。

→ 法第 144 条の 3 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 144 条の 3 第 3 項、第 4 項

◎ 偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油を引取る行為（10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科）

→ 法第 144 条の 22

◎ 免税証を他人（他の免税軽油使用者等も含む。）に譲り渡し、又は他人から譲り受ける行為（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

→ 法第 144 条の 24、同 25

◎ 免税証を他人から譲り受け、免税軽油を引取る行為（10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科）

→ 法第 144 条の 24、同 25

◎ 免税軽油を所管の都税事務所長又は支庁長の承認を受けずに他人に譲り渡し、又は他人から譲り受ける行為（2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）

※ 譲り渡す行為は、有償・無償を問わず罰則の対象となります。

→ 法第 144 条の 26

◎ 免税軽油の引取り及び使用に関する事実等について、報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出する行為（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

→ 法第 144 条の 27 第 1 項、法第 144 条の 28

※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関してこれらに掲げる違反行為をした場合、その行為者のみならず、その法人又は人に対してもこれらの罰金刑が科されます。

免税軽油使用者証又は免税証を紛失した場合

使用者証又は免税証を紛失した場合は、「使用者証・免税証滅失（喪失）届書」及び紛失に至るまでの経過を記載した書面に、その事実を証する書類（警察署の遺失届出受理番号が記載された書面、自己の忘失の場合は誓約書等）を添付して、交付を受けた都税事務所等に速やかに提出してください。

なお、使用者証及び免税証は、必ず免税軽油使用者が保管、管理を行い、特に免税証については、紛失等が起こらないように鍵のかかる金庫等で保管するなど、万全の注意をお願いいたします。

免税軽油使用者証及び免税証の返納命令について

免税軽油使用者が、地方税に関する法令の規定に違反したとき、その他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、所管の都税事務所長又は支庁長は免税軽油使用者に対して「免税軽油使用者証」及び「免税証」の返納を命じることがあります。

→ 法第 144 条の 21 第 4 項

参 考

申請時に必要な書類とその添付書類、各様式の記入例などを掲載しています。

申請書等の様式の一部は東京都主税局ホームページ（※）にも掲載していますので、ご利用ください。

※ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/index-k.html>

巻末（40、41 ページ）には、軽油引取税を所管する都税事務所等の一覧を掲載しております。ご不明な点がございましたら、所管都税事務所等の軽油引取税担当者までお問い合わせください。



申請等に必要書類

内 容	提 出 書 類 等
① 免税軽油使用者になるための申請を行うとき	免税軽油使用者証交付申請書（第 16 号の 16 の 2 様式） ※「石油化学製品製造事業を営む者」は第 16 号の 16 様式を使用すること。 ※添付書類については、 <u>12 ページに掲載の「免税軽油使用者証交付申請時に必要な添付書類」をご覧ください。</u>
② 免税軽油使用者証を受領したとき	免税軽油使用者証受領書（第 127 号様式）
③ 免税証の交付申請を行うとき	免税証交付申請書（第 16 号の 21 様式）、免税軽油使用者証（第 16 号の 19 様式）、免税証所要数量算出計算書
④ 免税証を受領したとき	免税証受領書（第 127 号様式）
⑤ 免税軽油の引取りを行ったとき	免税軽油の引取り等に係る報告書（第 16 号の 30 様式）、免税軽油の引取り等に係る内訳書
⑥ 免税軽油使用者証又は免税証を返納するとき	免税軽油使用者証又は免税証、免税軽油使用者証・免税証返納書（第 127 号様式）
⑦ 免税軽油使用者証の有効期間が終了し、引続き免税軽油使用者の申請を行う場合	有効期間の終了した免税軽油使用者証、免税軽油使用者証返納書（第 127 号様式） ※免税軽油使用者証の再申請は①と同様の手続
⑧ 免税軽油使用者証の記載内容に変更（機械の追加・抹消等）があるとき	免税軽油使用者証（第 16 号の 19 様式）、免税軽油使用者証記載事項変更申請書、機械の型式・定格出力・タンク容量等・燃料消費量（率）が確認できる書類（写）、写真、アワーメーター等の数値のわかる写真等
⑨ 免税軽油使用者証又は免税証を紛失等したとき	免税軽油使用者証・免税証滅失（喪失）届書（第 128 号様式）、紛失等に至るまでの経過を記載した書面、事実を証する書類（り火災証明書・遺失届出受理番号が記載された書面等）
⑩ 免税軽油を譲渡するとき	免税軽油譲渡届出書（第 16 号の 15 様式）、納付申告書（第 16 号の 12 様式）

その他、業種ごとに確認書類を求める場合があります。詳しくは東京都主税局 HP（10 ページ）の「主要業種別説明シート」をご覧ください。所管の都税事務所・支庁へお問い合わせください。

免税軽油使用者証交付申請時に必要な添付書類

添付書類	船舶	とび・ 土工	その他
誓約書(第16号の18様式)	○	○	○
役員の住所・氏名一覧表 法人の場合	○	○	○
免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書	○	○	○
法人名等が記載された社員証等の写し 法人の場合	○	○	○
運転免許証等の写し又は住民票(写し可) 個人の場合	○	○	○
会社の定款(写) 法人の場合	○	○	○
機械(船舶)等の写真 (機械(船舶)の前・横・後方の写真で機械(船舶)名が確認できるもの)	○	○	○
アワーメーターの写真 ※但し、石油化学製品製造事業、自衛隊又は締約国軍隊、鉄道事業 又は軌道事業、航空運送サービス業の場合は不要	○	○	○ ※
型式、定格出力、タンク容量、燃料消費量(率)が記載された書類(写) (機械(船舶)等のカタログ、スペック表、発注書など)	○	○	○
許可書・認可書等(写)(営業の条件として許認可等が必要な場合等) (船舶の場合は船舶を事業等に使用していることを証明する許可証・届出書等(写) (「動力漁船登録票(漁船)」、「登録通知書(遊漁船/内航海運業/内航一般不定期 航路事業)」、「許可書(一般旅客定期航路事業/旅客不定期航路事業)」等))	○	○	○
[機械の所有権がある場合] 償却資産台帳(写)/償却資産申告書(写)/売買契約書(写)	○	○	○
[機械(船舶)の所有権がない場合]リース契約書等(写)	○	○	○
機械(船舶)・設備等の所在地が確認できる書類(写)(略図、地図、係 留証明書、係留契約書など)	○	○	○
直前3年の工事経歴書(写)(都市整備局に提出したもの)	—	○	—
直前3年の各営業年度における工事施工金額を記載した書面(写) (都市整備局に提出したもの)	—	○	—
直前3年の損益計算書(写)(都市整備局に提出したもの)	—	○	—
船籍票(写) ※小型船舶(総トン数20トン未満)の場合は「小型船舶登録事項通知 書」(写) ※漁船の場合は「漁船登録票」(写)	○	—	—
船舶検査手帳(写)	○	—	—
船舶検査証書(写)	○	—	—
法人税申告書(写)・出資関係図(写)など ※「鋳さいバラス製造業」及び「産業廃棄物処分業」のみ	—	—	○

必要に応じて、その他添付書類を求める場合があります。

※処理事項	審査	交付			証の番号
					第 号
	年 月 日 まで有効				
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 令和 ○○ 年 4 月 1 日 東京都 新宿 都税事務所長 殿		免税軽油使用者証交付申請書(その1)			
住所又は事務所若しくは事業所所在地		新宿区西新宿〇-〇-〇			
業 種		港湾運送業			
氏 名 又 は 名 称		株式会社都庁興業 代表取締役 都庁 一郎			
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		総務部総務課〇〇係 都庁 太郎			
機械、車両又は設備の明細	所在地	新宿区西新宿 〇-〇-〇	新宿区西新宿 〇-〇-〇		免税軽油を使用する機械、車両、設備を管理する事務所等の所在地を記入してください。
	名 称	NO. 1 パワーショベル	NO. 2 ホイールローダ	NO.	
	所有者の氏名又は名称	株式会社都庁興業	〇〇レンタル(株)		機械等の製作所名、通常称されている型の名称を記入してください。なお、船舶の場合はエンジンの型式を記入してください。
	型 式	〇〇重機 ABC123	〇〇建機 DF789		定格出力(最大馬力)を記入してください。 ※参考 1kw=1.36ps
	軸 馬 力	300 ps	150 ps		
	燃 焼 方 式	直接噴射式	直接噴射式		
	台 数	1 台	1 台		
用 途	掘削	運搬			当該機械等が免税用途のために使用する軽油の年間の見込数量を記入してください。
年 間 見 込 所 要 数 量	2000 リットル	2000 リットル			
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計					リットル

第16号の16の2様式記載要領

- この申請書は、地方税法附則第12条の2の7第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする 都税事務所長 に1通提出すること。
支 庁 長
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書(その2)」は、申請者の機械の台数に応じ使用すること。

免税軽油使用者証交付申請書

免税軽油を使用する機械、車両、設備を管理する事務所等の所在地を記入してください。

機械、車両又は設備の明細	所在地	新宿区西新宿 〇-〇-〇	新宿区西新宿 〇-〇-〇			
	名称	NO. 3 パワーショベル	NO. 4 ホイールローダ	NO.		
	所有者の氏名又は名称	㈱都庁興業	〇〇レンタル (株)			
	型式	〇〇重機 ABC123	〇〇建機 DF789			
	軸馬力	300 ps	150 ps			
	燃焼方式	直接噴射式	直接噴射式			
	台数	1 台	1 台			
用途	掘削	運搬				
年間見込所要数量	2000	リットル	2000	リットル		

リースの場合は、リース会社名を記入してください。また、割賦販売契約の場合は所有権が移転するまでは売主の会社名を記入し、所有権が移転したら所有者の変更申請をしてください。

機械等の製作所名、通常称されている型の名称を記入してください。なお、船舶の場合はエンジンの型式を記入してください。

定格出力(最大馬力)を記入してください。
※参考 1kw=1.36ps

当該機械等が免税用途のために使用する軽油の年間の見込数量を記入してください。

第十六号の十六の二様式

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	NO.	NO.	NO.	NO.	NO.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
年間見込所要数量		リットル		リットル		リットル

誓 約 書

私
私共
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれに

も該当しない者であることを誓約します。

令和 〇〇 年 3 月 15 日

東京都 **新宿** 都税事務所長 殿
支 庁 一 長

氏名又は名称

株式会社 都庁興業
代表取締役 都庁一郎

申請者が個人名義の場合の記入例
都庁 一郎

※ 個人情報[※]は法の規定により
適正に保護いたします。

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書

- 1 免税軽油の購入及び使用の実績については、正確に報告し、報告期限までに報告書を提出しなければならない。
- 2 有効期間を経過した免税軽油使用者証及び免税証は、必ず返納しなければならない。
- 3 免税証を他人に譲り渡してはならない。
- 4 免税証を他人から譲り受けてはならない。
- 5 免税軽油を都税事務所長又は支庁長の承認を受けることなく、他人に譲渡し、又は他人から譲り受けてはならない。
- 6 免税軽油を免税用途以外に使用した場合、又は他人に譲渡(無償を含む。)した場合(例:船舶等の登録免税機械の売却・貸与等)は、使用又は譲渡した日から30日以内に申告納付しなければならない。
- 7 免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合は、直ちに、免税軽油使用者証記載事項変更申請書を提出しなければならない。また、免税軽油使用者証交付申請時に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちに、その旨の届出をしなければならない。
- 8 免税に係る事業の廃止、許可等の取消又は免税に係る事業の許可書等の更新を受けた場合には、直ちに、免税軽油使用者証及び免税証の返納又は更新を受けた旨の届出をしなければならない。
- 9 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け(免税軽油使用者が法人の場合は当該法人の役員を含む。)、その日から起算して二年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができない。

《根拠》 地方税法第144条の3、第144条の18、第144条の21、
第144条の22、第144条の24～第144条の28
地方税法施行令第43条の15

上記の内容について説明を受け、確認しました。

上記1～6に一つでも反した場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができなくなる場合があるほか、刑罰の対象になり得ることを了解した上で、免税証の交付を受けます。

また、上記6に該当する場合は軽油引取税を申告納付します。

東京都 新宿 都税事務所長 殿
支庁長 ~~殿~~

令和 ○○ 年 3 月 15 日

免税軽油使用者番号 第 200 号

氏名又は名称 株式会社都庁興業

代表取締役 都庁一郎

住所又は所在地 新宿区西新宿〇—〇—〇

令和〇〇年4月1日交付 東京都 新宿 第200号						
令和 〇〇年3月31日 まで有効			担当者		東京都 新宿 都税事務所長 印	
住所又は事務所若しくは 事業所所在地			新宿区西新宿〇-〇-〇			
業 種 名			港湾運送業			
氏 名 又 は 名 称			株式会社 都庁興業 代表取締役 都庁 一郎			
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地	新宿区西新宿 〇-〇-〇	新宿区西新宿 〇-〇-〇			
	名 称	No. 1 ショベルローダー	No. 2 ブルドーザー	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	株式会社 都庁興業	株式会社 都庁興業			
	型 式	◇◇ BS3G	△△ D53A			
	軸 馬 力	40ps	130ps			
	燃 焼 方 式	直接噴射式	直接噴射式			
	台 数	1	1			
用 途	運 搬	運 搬				
記 載 年 月 日	〇〇年4月1日	〇〇年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
免税軽油使用者の注意事項						
1 この証は、免税軽油をこの証に記載されている機械、車両又は設備の用途に供することを証明するものですから大切に保管してください。						
2 免税軽油をこの証に記載された機械、車両又は設備の用途以外の用途に供した場合には、軽油引取税を東京都に納付しなければなりません。						
3 この証は、次の免税証の交付申請書を提出する場合に提示しなければなりませんから紛失しないようにしてください。						
4 この証に記載された機械、車両又は設備の全部又は一部について異動を生じた場合には 都税事務所長等に届け出てください。						

免税軽油使用者証(その2)

機械、車両又は設備の明細	所在地	新宿区西新宿 〇-〇-〇	新宿区西新宿 〇-〇-〇			
	名称	No. 6 ショベルローダー	No. 7 ブルドーザー	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	株式会社 都庁興業	株式会社 都庁興業			
	型式	◇◇ BS3G	△△ D53A			
	軸馬力	40ps	130ps			
	燃焼方式	直接噴射式	直接噴射式			
	台数	1	1			
用途	運搬	運搬				
記載年月日	〇〇年4月1日	〇〇年4月1日	年月日	年月日	年月日	

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
記載年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	

新 宿 都税事務所長 支 庁 長		令和〇〇年3月25日
届出人		
登録番号	200	
住居	新宿区西新宿〇-〇-〇	
氏名(名称)	株式会社 都庁興業	

免税軽油使用者証 免税証 特別徴収義務者登録証票	返納書 受領書	
--------------------------------	------------	--

次のとおり、

	年 月 日 交付を受けた						
種類	枚数	受領番号	使用番号	枚数	返納番号	枚数	返納理由
免税証 (リットル単位)	枚(自)			枚		枚	
	枚(至)						
免税証							
免税軽油使用者証 特別徴収義務者登録証票							

免税軽油使用者証
 免税証
 特別徴収義務者登録証票

返納します。
 を 受領しました。

(日本産業規格A列4番)
備考 この様式は、法第144条の16又は法第144条の21の規定により特別徴収義務者登録証票又は免税軽油使用者証若しくは免税証を返納又は受領する場合に用いること。規則様式には規定しない。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	※処理事項	審 査	承 認	交 付	
令和 ○○ 年 3 月 15 日 東京都 新宿 都税事務所長 殿 支 庁 長	免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在	新宿区西新宿〇-〇-〇			
	業 種	港湾運送業			
	免税軽油使用者証の 番号及び氏名(名称)	東京都 新宿 第 200 号 株式会社 都庁興業 代表取締役 都庁 一郎			
	この申請に回答する係 及び氏名並びに電話番号	経理係 鈴木 (電話 03(1234) 0000)			
免税証交付申請書					
機械、車両又は 設備名(番号)	No. 1 ショベルローダー No. 2 フルトーザー No.	1年を超えない範囲で設定します。			
所要数量合計	11,760 リットル	所要数量計算期間	〇〇 年 4 月 1 日から	〇〇 年 9 月 30 日まで	
希望する販売業者名及び所在地	免税証の種類	枚 数	数 量	※処理事項	
千代田区外神田〇-〇-〇 都庁石油販売(株)	リットル券		リットル		
	10	76	760		
	50	40	2,000		
	200	45	9,000		
	計	161	11,760		
参 考	前回交付を受けた免税証	前回交付を受けた免税証 のうち使用量		(ア) - (イ)	
	計 算 期 間	数 量(ア)	期 間	数 量(イ)	
	リットル	リットル	リットル	リットル	
	〇〇 年 1 月 1 日から 〇〇 年 3 月 31 日まで	5,880	〇〇 年 1 月 1 日から 〇〇 年 3 月 31 日まで	5,060	820
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外 の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の 販売業者の氏名又は名称			数 量	
	2回目以降の申請の時は、当該欄に前回の 交付・使用実績を記入してください。			リットル	

第16号の21様式記載要領

- この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする都税事務所長等に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書(第16号の22様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書)を必ず添付すること。

免 税 証 所 要 数 量 算 出 計 算 書

使用者番号 200	住所又は事業所所在地		新宿区西新宿〇—〇—〇				自 令 和 〇〇 年 4 月 1 日				
	使用者	氏名又は名称	機械の名称	型式	定格出力 (最大出力)①	定格出力に対する負荷率 (平均出力/最大出力)②	1日の実稼働時間 ③	今回申請 計算期間	至 令 和 〇〇 年 9 月 30 日		
No.			機 械 の 名 称	型 式	定格出力 (最大出力)①	定格出力に対する負荷率 (平均出力/最大出力)②	1日の実稼働時間 ③	燃料消費率 (ℓ/pslh)④	1日の所要数量 ⑤(①×②×③×④)	期間中の稼働日数 ⑥	所要数量 ⑦(⑤×⑥)
1			ショベルローダー	◇◇BS3G	40	0.7	4	0.18	20.16	150	3,024
2			ブルドーザー	△△D53A	130	0.7	5	0.16	72.8	120	8,736
機 械 等 の 明 細											
<p>馬力(ps)換算で記入してください。 1kw≒1.36psです。</p> <p>最大出力を1とした場合、通常の使用状況で、平均して最大出力の何割で機械を稼働させているかを記入してください。 なお、不明な場合は「0.7」と記入していただいて構いません。</p> <p>内燃機関の1馬力1時間当たりの燃料消費量を「燃料消費率」と言います。 力タログ等で確認のうえ記入してください。 なお、不明な場合は1馬力1時間当たり「0.24」と記入していただいて構いません。</p> <p>小数点第3位以下が生じる場合は、第3位以下を切り捨ててください。 例) 20.165 →20.16</p> <p>小数点第3位以下が生じる場合は、小数点以下を切り捨ててください。 例) 8,736.56 →8,736</p>											
合 計			2 台								11,760
※前回交付の											
自 令 和 〇〇 年 1 月 1 日											
至 令 和 〇〇 年 3 月 31 日											
<p>交付数量 5,880</p> <p>使用数量 3月15日現在 5,060</p> <p>備 考</p>											

※2回目以降の申請の際に前回の状況を記載すること。

軽油引取税免税証

表

穿孔無効

軽油引取税免税証

東京都

見本

リットル

交付印

販売業者の所在地 千代田区外神田〇—〇—〇

氏名又は名称 都庁石油 株式会社

裏

販売業者の氏名又は名称 〇〇石油 株式会社

上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。

令和 〇〇年 5月 15日

住所 新宿区西新宿〇—〇—〇

業種名及び氏名 自衛隊 〇〇事務所 所長〇〇

注意

- 1 免税証に交付印のないものは無効です。
- 2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けないで譲り渡した場合には罰せられます。

見本

船舶、JR及び自衛隊又は締約国軍隊の免税軽油使用者の方は、遠隔地において免税機械を使用の場合、指定販売業者以外の販売業者からも免税軽油が購入できません。その場合は、必ず免税証の裏面に必要事項を記入の上、販売業者に免税証を渡してください。

免税証の券種は、以下の12種類です。

10,000リットル券	500リットル券	50リットル券	10リットル券
5,000リットル券	200リットル券	20リットル券	5リットル券
1,000リットル券	100リットル券	18リットル券	1リットル券

第127号様式法第144条の16第4項等部

新宿 郵便事務所長 支 庁 長 令和 〇〇 年 3 月 25 日

届出人

登録番号	200
生所	新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名(名称)	株式会社 都庁興業

免税軽油使用者証
 免税証
 特別徴収義務者登録証票

免税軽油使用者証
 免税証
 特別徴収義務者登録証票

次のとおり、 〇〇年 4 月 1 日 交付を受けた

種類	受領			使用			返納			返納の理由
	枚数	番号	枚数	番号	枚数	番号	枚数	番号		
10リットル以上(※)	枚(自)	040C000001	枚		枚		枚			
	76(※)	040C0000076								
50	枚	040F000001								
	40	040F0000040								
200	枚	040H000001								
	45	040H0000045								
免税証										
免税軽油使用者証 特別徴収義務者登録証票										

(日本産業規格A列4番)
 備考 この様式は、法第144条の16又は法第144条の21の規定により特別徴収義務者登録証票又は免税軽油使用者証若しくは免税証を返納又は受領する場合に用いること。
 規則様式には規定しない。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付 印 </div> <p>令和〇〇年 5月 30日</p> <p style="text-align: center;">新宿 都税事務所長 殿 支一庁一長</p>	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇			
	免税軽油使用者の氏名又は名称	株式会社 都庁興業 代表取締役 都庁 一郎			
	業種	港湾運送業			
	免税軽油使用者証の番号	第 200 号			
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	経理係 都庁 太郎 (電話) 03-0000-0000			
免税軽油の引取り等に係る報告書					
報告対象期間	令和〇〇年 4月 1日 から 令和〇〇年 4月 30日 まで				
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有 ・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項			
引取年月日	引取数量(ア)	種類	枚数	免税証の記号及び番号	
〇〇年 4月 2日 〔 〕	250	千代田区外神田〇-〇-〇 都庁石油販売(株)	50	1	040F000001
		〔 〕	200	1	040H000001
〇〇年 4月 10日 〔 〕	350	千代田区外神田〇-〇-〇 都庁石油販売(株)	50	3	040F000002~040F000004
		〔 〕	200	1	040H000002
〇〇年 4月 20日 〔 〕	250	千代田区外神田〇-〇-〇 都庁石油販売(株)	10	5	040C000001~040C000005
		〔 〕	200	1	040H000003
〇〇年 4月 28日 〔 〕	200	千代田区外神田〇-〇-〇 都庁石油販売(株)	200	1	040H000004
		〔 〕			
<div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 免税軽油を機械に直接給油する場合は、 (ウ)と(エ)にそれぞれの数量を記載してください。 (ウ)・・・報告対象期間内に購入した免税軽油の数量 (エ)・・・報告対象期間内に消費した免税軽油の数量 ※地下タンク等で免税軽油の在庫を保有している場合は、「免税軽油を使用するための手続」28ページの記載例をご覧ください。 </div> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px;"> 免税軽油を購入する都度、軽油と引き換えに販売業者に渡した免税証について、券種別にその「枚数」と「免税証の記号番号」を控えていただき、報告書に記載してください。 </div>					
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	(イ)	0 リットル			
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	(ウ)	1,050 リットル			
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計	(エ)	1,050 リットル			
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量	(オ)	0 リットル			
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(イ)+(ウ)-(エ)-(オ(カ))	(カ)	0 リットル			

免 そ 税 の 軽 油 量 の へ 使 用 に の 関 事 実 ・ 有 及 無 び	機械、車両又は 設備名(番号)		左記の機械、車両又は 設備の使用地	免税軽油の 使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No. 1	ショベルローダー	港区芝〇-〇-〇	450 ㍈	16 日	42 時間
	No. 2	ブルドーザー	港区芝〇-〇-〇	600	17	88
	No.					
	No.					
	No.					
合 計				1,050		
報告対象	種 類		枚 数	種 類		枚 数
期間の末	10 ㍈券		71 枚	㍈券		枚
日におけ	50		36			
る免税証	200		41			
の保有状						
況						

各月末日における、免税証の保有状況(残数)について、券種ごとに記入してください。

第16号の30様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免税軽油使用者証を交付した都税事務所長または支庁長に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに都税事務所長または支庁長が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。

免税軽油の引取り等に係る内訳書

機械に直接給油する場合

業 種	港湾運送業	報 告 対 象 期 間
免税軽油使用者証の番号	200	〇〇年 4 月 1 日 ~ 〇〇年 4 月 30 日
免税軽油使用者またはこの報告書を記入した者の氏名又は名称	株式会社 都庁興業 代表取締役 都庁一郎	

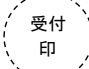
月	引取数量(ℓ) (直接機械等に給油した場合は給油量計と同量)	給油量計(ℓ)	残量(ℓ) (地下タンク・ドラム等がある場合は記入)	ショベルローダー		ブルドーザー		機械、車両または設備の名称	
				給油量(ℓ)	稼働時間(h)	給油量(ℓ)	稼働時間(h)	給油量(ℓ)	稼働時間(h)
初				108		505			
1									
2	250	250		100	3	150	5		
3					3		5		
4					3		5		
5									
6									
7					3		5		
8							6		
9									
10	350	350		150	2	200	5		
11									
12					2		5		
13					2		5		
14					2		5		
15									
16									
17									
18									
19					2		5		
20	250	250		100	3	150	6		
21					3		5		
22					3		5		
23					2		5		
24									
25									
26									
27									
28	200	200		100	3	100	6		
29					3		5		
30					3		5		
31									
計	1,050	1,050		450	42	600	88		
月 末				150		593			

月初と月末のアワーメーターの数値を記録し、記入してください。

※地下タンク等で免税軽油の在庫を保有している場合は、30ページの記載例をご覧ください。

※ この内訳書に免税軽油を購入した際の納品書及び請求書の写しを添付して提出してください。

用紙日本産業規格A4

<div style="text-align: center;">  受付印 令和〇〇年 5月30日 新宿 都税事務所長 殿 支庁長 </div>	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇			
	免税軽油使用者の氏名又は名称	株式会社 都庁興業 代表取締役 都庁 一郎			
	業種	港湾運送業			
	免税軽油使用者証の番号	第 200 号			
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	経理係 都庁 太郎 (電話) 03-0000-0000			
免税軽油の引取り等に係る報告書					
報告対象期間	令和〇〇年 4月 1 日から 令和〇〇年 4月 30 日まで				
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有 ・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項			
引取年月日	引取数量(ア)		種類	枚数	免税証の記号及び番号
〇〇年 4月 2日 〔 〕	250	リットル 千代田区外神田〇-〇-〇 都庁石油販売(株) 〔 〕	50	1	040F000001
			200	1	040H000001
〇〇年 4月 10日 〔 〕	350	リットル 千代田区外神田〇-〇-〇 都庁石油販売(株) 〔 〕	50	3	040F000002~040F000004
			200	1	040H000002
〇〇年 4月 20日 〔 〕	250	リットル 千代田区外神田〇-〇-〇 都庁石油販売(株) 〔 〕	10	5	040C000001~040C000005
			200	1	040H000003
〇〇年 4月 28日 〔 〕	200	リットル 千代田区外神田〇-〇-〇 都庁石油販売(株) 〔 〕	200	1	040H000004
年 月 日 〔 〕	リットル				
年 月 日 〔 〕	リットル				
報告対象期間の初日の前日における			(イ)	1,000	リットル
報告対象期間に引取りを行った免税			(ウ)	1,050	リットル
報告対象期間に使用した免税軽油の			(エ)	1,200	リットル
報告対象期間における滅失等による			(オ)	0	リットル
報告対象期間の末日における免税軽油			(カ)	850	リットル

免税軽油を購入する都度、軽油と引き換えに販売業者に渡した免税証について、券種別にその「枚数」と「免税証の記号番号」を控えていただき、報告書に記載してください。

地下タンク・ドラム缶で免税軽油を保有している場合、(イ)及び(カ)欄は、「計算在庫数量」ではなく、「実在庫数量」を記載してください。また、(オ)欄には、「計算在庫数量－実在庫数量」を記載してください。

免 そ 税 の 軽 油 量 の 使 用 に 関 事 実 有 実 及 無 び	機械、車両又は 設備名(番号)		左記の機械、車両又は 設備の使用地	免税軽油の 使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No. 1	ショベルローダー	港区芝〇-〇-〇	500	16 日	42 時間
	No. 2	ブルドーザー	港区芝〇-〇-〇	700	17	88
	No.					
	No.					
	No.					
合 計				1,200		
報告対象	種 類		枚 数	種 類	枚 数	
期間の末	10 円券		71 枚	円券	枚	
日におけ	50		36			
る免税証	200		41			
の保有状						
況						

各月末日における、免税証の保有状況(残数)について、券種ごとに記入してください。

第16号の30様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免税軽油使用者証を交付した都税事務所長または支庁長に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合においては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに都税事務所長または支庁長が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。

免税軽油の引取り等に係る内訳書

業 種	港湾運送業	報告対象期間
免税軽油使用者証の番号	200	
免税軽油使用者またはこの報告書を記入した者の氏名又は名称	株式会社 都庁興業 代表取締役 都庁一郎	〇〇年 4 月 1 日 ~ 〇〇年 4 月 30 日

月	引取数量(ℓ) (直接機械等に給油した場合は給油量計と同量)	給油量計(ℓ)	残量(ℓ) (地下タンク・ドラム等がある場合は記入)	ショベルローダー		ブルドーザー			
				免税機材No.	1	免税機材No.	2	免税機材No.	
初				タンク容量(ℓ)	200	タンク容量(ℓ)	300	タンク容量(ℓ)	
				アワーメーター	108	アワーメーター	505	アワーメーター	
				給油量(ℓ)	稼働時間(h)	給油量(ℓ)	稼働時間(h)	給油量(ℓ)	稼働時間(h)
1			1,000						
2	250	250	1,000	100	3	150	5		
3					3		5		
4					3		5		
5									
6									
7					3		5		
8		250	750	100		150	6		
9									
10	350		1,100		2		5		
11									
12					2		5		
13					2		5		
14		250	850	100	2	150	5		
15									
16									
17									
18									
19					2		5		
20	250		1,100		3		6		
21		250	850	100	3	150	5		
22					3		5		
23					2		5		
24									
25									
26									
27									
28	200	200	850	100	3	100	6		
29					3		5		
30					3		5		
31									
計	1,050	1,200	850	500	42	700	88		
月 末			850	アワーメーター	150	アワーメーター	593	アワーメーター	

月初の在庫数量を記入してください。

月初と月末のアワーメーターの数値を記録し、記入してください。

計算在庫数量を記入してください。

月末の在庫数量を記入してください。

※ この内訳書に免税軽油を購入した際の納品書及び請求書の写しを添付して提出してください。
用紙日本産業規格A4

船舶の場合		機械、車両又は設備名(番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
税の 軽油 量 の 使 用 に の 関 連 す る 事 実 及 び	No. 1	都庁丸	横浜市〇〇区〇〇	1,050 ㍓	12 日	69 時間
	No. 1	都庁丸	川崎市〇〇区〇〇 (レクリエーション)		1	6
	No.					
	No.					
	No.					
合 計						
報告対象 期間の末 日におけ る免税証 の保有状 況	種 類	枚 数	種 類	枚 数		
	10 ㍓券	71 枚	㍓券	枚		
	50	36				
	200	41				

事業等の用途に使用した稼働日数・稼働時間と、レクリエーションの用途に使用した稼働日数・稼働時間を、二段に分けて記載してください。

第16号の30様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した都税事務所長または支庁長に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。



東京都 新宿 都税事務所長 支庁長 あり

令和〇〇年7月15日

申請人(免税軽油使用者又は代表者)
使用者証番号・業種 第200号(港湾運送業)

住所又は事務所若しくは事業所所在地 新宿区西新宿〇-〇-〇

氏名又は名称 株式会社都庁興業

該当する区分に「〇」を付けてください。

免税軽油使用者証記載事項変更申請書

次のとおり、令和〇〇年4月1日交付を受けた免税軽油(共同)使用者証の記載事項に変更を生じたので、免税軽油(共同)使用者証の書換えを申請します。

機械、車両又は設備の変更内容		追加 廃止・休止 その他 []	追加 廃止・休止 その他 []	追加 廃止・休止 その他 []
変更年月日		〇〇年8月2日	〇〇年8月8日	
変更を生じた機械、車両又は設備の明細	所在地	新宿区西新宿 〇-〇-〇	新宿区西新宿 〇-〇-〇	免税軽油を使用する機械、車両、設備を管理する事務所等の所在地を記入してください。
	名称	No. 1 ショベルローダー	No. 3 パワーショベル	リースの場合は、リース会社名を記入してください。また、割賦販売契約の場合は所有権が移転するまでは売主の会社名を記入し、所有権が移転したら所有者の変更申請をしてください。
	所有者の氏名又は名称	株式会社 都庁興業	◇◇レンタル㈱	
	型式	◇◇ BS3G	◇◇ 320D #〇〇〇〇	機械等の製作所名、通常称されている型の名称を記入してください。なお、船舶の場合はエンジンの型式を記入してください。
	軸馬力	40PS	140PS	定格出力(最大馬力)を記入してください。 ※参考 1kw=1.36ps
	燃焼方式	直接噴射式	直接噴射式	
	台数	1	1	当該機械等が免税用途のために使用する軽油の年間の見込数量を記入してください。
用途	運搬	運搬		
年間見込み所要数量	6,000 リットル	8,000 リットル	リットル	リットル
免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	免税機械の登録を廃止・休止した場合は、燃料タンク内の免税軽油(残油)の清算が必要です。廃止・休止時点の燃料計等の写真を添付し、「軽油引取税納付申告書(16号の12様式)」により申告納付してください。			
免税軽油使用者の氏名又は名称印				
その他の事項の変更	1. 住所又は事務所若しくは事業所所在地	変更年月日	令和〇〇年8月1日	
	2. 氏名又は名称	変更	都庁 一郎	
	3. 法人の代表者	前変		
	4. 連絡先(応答する係・氏名・電話番号)	変更	東京 花子	
	5. その他 []	後		
理由	該当する番号に「〇」を付けてください。			

備考 この様式は、地方税法施行令第43条の15第5項の規定により免税軽油使用者証の書換えを受けようとするときに用いること。

用紙日本工業規格A4

第127号様式(法第144条の16第4項等)

新 宿 支 店 長 都税事務所長	令和 〇〇 年 10 月 5 日
届出人 登録番号 200 住所 新宿区西新宿〇-〇-〇 氏名(名称) 株式会社 都庁興業	

免税軽油使用者証
 免税証
 特別徴収義務者登録証票

返納書
 受領書

免税軽油使用者証
 免税証
 特別徴収義務者登録証票

返納します。
 受領しました。

次のとおり、〇〇年4月1日 交付を受けた

種類	受領		使用		返納		返納の理由
	枚数	番号	枚数	番号	枚数	番号	
10.000 以上	枚(自)	040C000001	040C000001	040C000001	040C000001	040C000001	20 枚
	枚(至)	76	040C0000076	040C0000056	040C0000056	040C0000076	
	枚	40	040F000001	040F000001	040F000001	040F0000033	
免税証	枚	45	040H000001	040H000001	040H000001	040H000001	5
	枚	45	040H0000045	040H0000040	040H0000040	040H0000045	5
免税軽油使用者証 特別徴収義務者登録証票							

当初計画に比べて稼働日数が減少したため。

(日本産業規格A列4番) 備考 この様式は、法第144条の16又は法第144条の21の規定により特別徴収義務者登録証票又は免税証使用者証若しくは免税証を返納又は受領する場合に用いること。規則様式には規定しない。

第127号様式(法第144条の16第4項等)

新 宿 支 庁 長 令和〇〇年4月10日

郵税事務所長

届出人
 登録番号 200
 住所 新宿区西新宿〇-〇-〇
 氏名(名称) 株式会社 都庁興業

免税軽油使用者証
 免税証
 特別徴収義務者登録証票

返納書
 受領書

免税軽油使用者証
 免税証
 特別徴収義務者登録証票
 を 返納します。
 受領しました。

次のとおり、〇〇年4月1日 交付を受けた

種類	受領		使用		返納		返納の理由
	枚数	番号	枚数	番号	枚数	番号	
(リットル 単位)	枚(白) 枚(紫)		枚		枚		
免税証							
免税軽油使用者証 特別徴収義務者登録証票							

(日本産業規格A列4番)
 備考 この様式は、法第144条の16又は法第144条の21の規定により特別徴収義務者登録証票又は免税軽油使用者証若しくは免税証を返納又は受領する場合に用いること。
 規則様式には規定しない。

免税軽油譲渡届出書

令和〇〇年 5 月 20 日

東京都 新宿 都税事務所長 殿
~~支庁長~~

申請者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇
	氏名又は名称	株式会社 都庁興業 代表取締役 都庁 一郎
	免税軽油使用者証の番号	第 200 号
譲渡する数量		200 リットル
免税軽油を譲り受ける者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿×-×-×
	氏名又は名称	新宿商事 株式会社 代表取締役 新宿 三郎
譲渡をする日又は予定日		令和 〇〇年 6 月 1 日

上記のとおり、免税軽油の譲渡をしたいので承認を受けたく届出いたします。

免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途（令和8年4月現在）

免税軽油使用者（事業の主体）	免税用途
<p>1 石油化学製品製造事業を営む者</p> <p>法第144条の6 令第43条の6</p>	<p>石油化学製品製造事業を営む者の事業場において、</p> <p>1 エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤を製造するためにその原料（ノルマルパラフィンにあつては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途</p> <p>2 ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマー粘性低下の用途に供すること</p>
<p>2 船舶（※政令で定めるものを除く。）の使用者</p> <p>※専らレクリエーションの用に供する船舶は適用除外</p> <p>法附則第12の2の7第1項第1号 令附則第10条の2の2第1項</p>	<p>船舶（政令で定めるものを除く。）に供するものの動力源</p>
<p>3 自衛隊又は締約国軍隊</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第2号 施行令附則第10条の2の2第2項、第3項、第4項 規則附則第4条の7第1項</p>	<p>自衛隊又は締約国軍隊が通信の用に供する機械、自動車（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるものの電源又は動力源</p>
<p>4 鉄道事業又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者</p> <p>法附則第12の2の7第1項第3号 施行令附則第10条の2の2第5項、第6項</p>	<p>鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナー貨物の取り扱いを行う場所において専らコンテナー貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものを含む。）の動力源</p>
<p>5 農業又は林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）の全ての委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産産業を営む者</p> <p>法附則第12の2の7第1項第4号 施行令附則第10条の2の2第7項、第8項 規則附則第4条の7第2項、第3項</p>	<p>農業又は林業の用に供する機械並びに農地の造成又は改良及び素材生産の業務の用に供する機械で次に掲げるものの動力源</p> <p>1 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械</p> <p>2 製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機</p>

免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途（令和8年4月現在）

免税軽油使用者（事業の主体）	免税用途
<p>6 セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項</p>	<p>セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>7 生コンクリート製造業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項</p>	<p>生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>8 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項</p>	<p>削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。以下同じ。）の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>9 とび・土工工事業で総務省令で定めるもの（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業）を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項 規則附則第4条の7第4項</p>	<p>とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>10 鉱さいバラス製造業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項</p>	<p>鉱さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第十條第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二條の四第十九項第七号に規定する中小企業者（以下「※中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>11 港湾運送業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項</p>	<p>港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>12 倉庫業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項</p>	<p>倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>

免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途（令和8年4月現在）

免税軽油使用者（事業の主体）	免税用途
<p>13 鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項</p>	<p>駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>14 航空運送サービス業で総務省令で定めるもの（飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業）を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項 規則附則第4条の7第5項、第6項</p>	<p>空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港、同法第5条第1項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>15 廃棄物処理事業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項</p>	<p>廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第3号ロに規定する埋立地をいう。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者又は同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち※中小事業者等を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）以外のものの動力源の用途</p>
<p>16 木材加工業で総務省令で定めるもの（一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業）を専ら営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項 規則附則第4条の7第7項</p>	<p>木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>

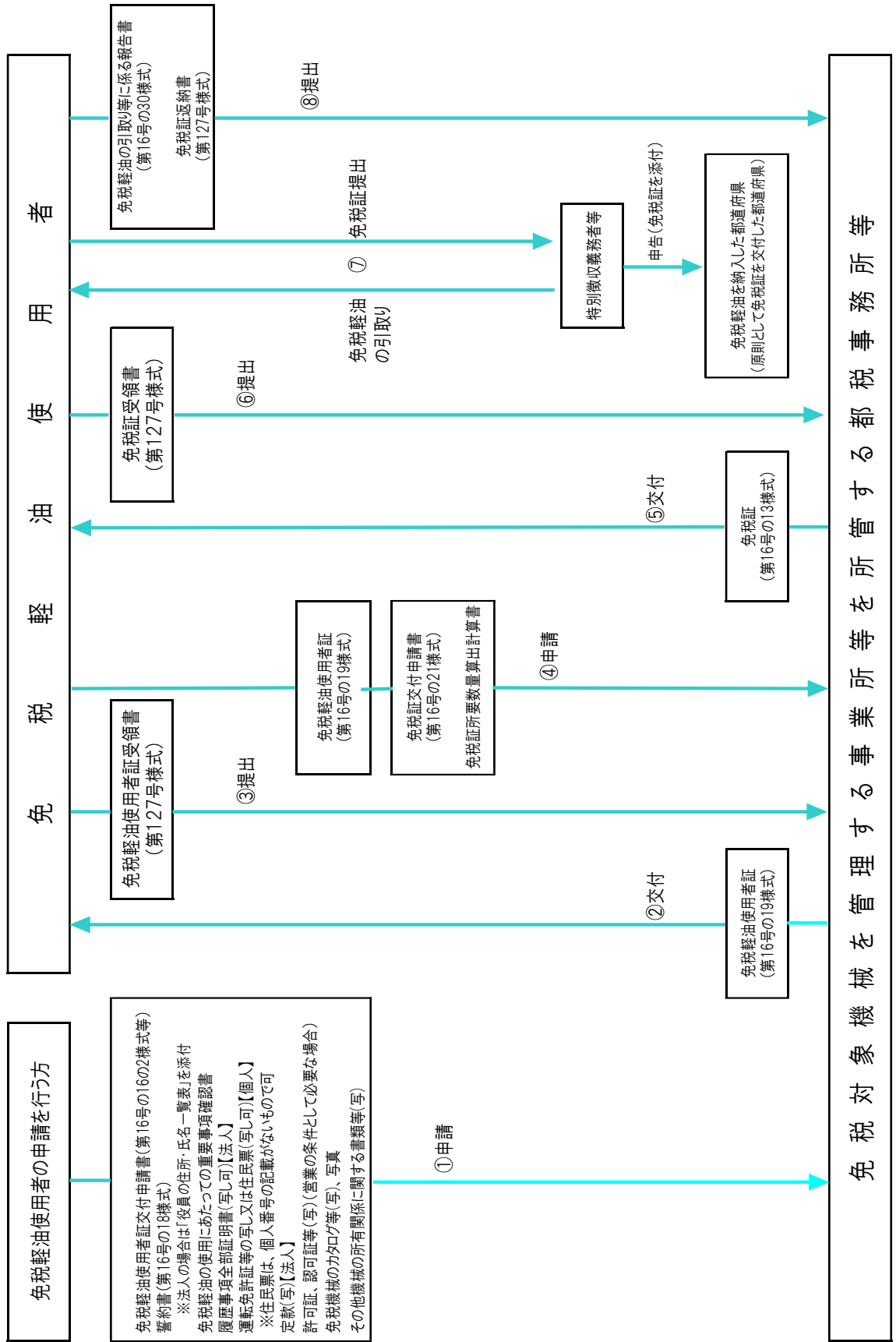
免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途（令和8年4月現在）

免税軽油使用者（事業の主体）	免税用途
<p>17 木材市場業で総務省令で定めるもの（木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場を開設し、又は経営する事業）を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項 施行令第56条の57第1項 規則附則第4条の7第8項</p>	<p>木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>18 堆肥製造業で総務省令で定めるもの（肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業場内で行われるパーク堆肥製造業）を専ら営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項 規則附則第4条の7第9項</p>	<p>堆肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p>
<p>19 索道事業を営む者</p> <p>法附則第12条の2の7第1項第5号 施行令附則第10条の2の2第9項</p>	<p>鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p>

※「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、次に掲げる法人を除く）
 - (1) 発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人
 - (2) 発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人
 - (3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人
 - ア 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記1(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人
 - イ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人
- 2 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（ただし、当該法人が通算親法人である場合には、上記1(3)に掲げる法人を除く。）
- 3 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

免税証の申請手続等の流れ



軽油引取税を所管する都税事務所・支庁のご案内

都税事務所

申請をされる個人又は法人の住所、事務所所在地	事務所名・所在地・電話番号	地図
千代田区、中央区、 文京区、台東区、 荒川区	中央都税事務所 事業税課 軽油引取税班 〒104-8558 中央区新富2-6-1 03-3553-4283(直通)	
港区、品川区、目黒区、 大田区、渋谷区	港都税事務所 事業税課 軽油引取税班 〒106-8560 港区麻布台3-5-6 03-5549-3819(直通)	
新宿区、世田谷区、 中野区、杉並区、 豊島区、北区、板橋区、 練馬区	新宿都税事務所 事業税課 軽油引取税班 〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8 03-3369-7155(直通)	
墨田区、江東区、 足立区、葛飾区、 江戸川区	江東都税事務所 総務課 軽油引取税班 〒136-8533 江東区大島3-1-3 03-3637-7125(直通)	
多摩の市町村全域	立川都税事務所 事業税課 軽油引取税班 〒190-0022 立川市錦町4-6-3 042-523-3175(直通)	

支 庁

申請をされる個人又は法人の住所、事務所所在地	支庁名・所在地	電話番号
大島町、利島村、 新島村、神津島村	大島支庁 総務課 税務担当 〒100-0101 大島町元町字オンダシ222-1	04992-2-4423(直通)
三宅村、御蔵島村	三宅支庁 総務課 行政担当 〒100-1102 三宅村伊豆642	04994-8-5013(直通)
八丈町、青ヶ島村	八丈支庁 総務課 税務担当 〒100-1492 八丈町大賀郷2466-2	04996-2-4511(直通)
小笠原村	小笠原支庁 総務課 行政担当 〒100-2101 小笠原村父島字西町	04998-2-3230(直通)



M E M O

免税軽油を使用するための手続

平成18年4月	初版発行
平成20年10月	改訂版発行
平成27年4月	改訂第2版発行
平成27年9月	改訂第3版発行
平成28年4月	改訂第4版発行
平成29年4月	改訂第5版発行
平成30年4月	改訂第6版発行
平成31年4月	改訂第7版発行
令和2年4月	改訂第8版発行
令和3年1月	改訂第9版発行
令和3年4月	改訂第10版発行
令和4年4月	改訂第11版発行
令和5年5月	改正第12版発行
令和6年4月	改正第13版発行
令和7年4月	改正第14版発行
令和8年4月	改正第15版発行

編集・発行 東京都主税局課税部課税指導課

軽油引取税班

東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 (03)5388-3049 (直通)